

久留米市雇用調整助成金申請等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「助成金等」という。)の支給申請事務を、都道府県社会保険労務士会所属の社会保険労務士または社会保険労務士事務所(以下「社労士等」という。)へ依頼する費用について、市が補助することにより助成金等の活用促進を図り、事業者の事業活動および雇用の継続を支援することを目的とし、事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するため、久留米市補助金等交付規則(昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 助成金等の支給決定に係る事業所が市内に所在する法人または個人事業者(以下「事業者」という。)であること。
- (2) 常時雇用する従業員が20人以下であること。
- (3) 令和2年5月22日時点で社労士等と顧問契約や包括契約などを行っていないこと。
- (4) 令和2年5月22日以後に、新型コロナウイルス感染症に係る助成金等の申請を初めて行うこと。
- (5) 暴力団および暴力団員ではなく、また暴力団および暴力団員と密接な関係を有していない事業者であること。
- (6) 納期限が到来している市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、助成金等の支給申請事務を社労士等に依頼することに要する費用とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置を受けられる場合に限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1事業者につき10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を申請しようとする者は、補助金等交付申請書に市長が別に定める書類を添えて、社労士等へ助成金等の申請を依頼する前に市長に提出しなければな

らない。

- 2 補助金の交付申請の受付期間は、助成金等に係る特例申込期限までとする。ただし、交付決定の額が予算を超えた場合はこの限りでない。
- 3 補助金の交付申請は、1事業者につき1回を限度とする。

(補助金の実績報告)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、助成金等の支給決定通知を受け、社労士等への支払いをしたときは、実績報告書に市長が別に定める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 社労士等への支払いが複数回にわたったときは、これらを合算した額を報告することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。